

まちづくり政策審議会 福祉のまちづくり検討小委員会の設置について（案）

1 小委員会設置の理由

「福祉のまちづくり条例」及び「福祉のまちづくり基本方針」の見直しにおいて、効果的にきめ細かくまちづくり政策審議会（以下「審議会」という。）の意向を反映するため、まちづくり政策審議会運営規程第5条に基づく小委員会を設置し、答申案作成に向け、「福祉のまちづくり条例」改正に向けた基本的考え方及び「福祉のまちづくり基本方針」の見直し内容を検討する。

2 小委員会の構成員

- ・小委員会の委員長と委員は審議会委員の中から会長が指名する。（運営規程第5条）
- ・今回の「福祉のまちづくり条例」及び「福祉のまちづくり基本方針」の見直しにおいて、専門性を考慮し委員を選定するとともに、審議会委員以外から福祉のまちづくりに造詣の深い特別委員を選定する。（運営規程第3条）
- ・委員の人数は、調査審議の効率を考慮し、委員長を含め2名とし、外部からの特別委員4名を加える。

委員：2名（：委員長、50音順）	
根本 敏行	静岡文化芸術大学大学院教授（都市政策、地域経営）
森 綾子	宝塚NPOセンター事務局長（ボランティア、NPO、高齢福祉）
特別委員：4名（50音順）	
小川 英一	財団法人兵庫県身体障害者福祉協会理事長（障害福祉審議会委員）
相良 二郎	神戸芸術工科大学大学院教授（ユニバーサルデザイン、福祉器具）
新田 保次	大阪大学大学院教授（交通バリアフリー、交通計画）
室崎 千重	兵庫県立福祉のまちづくり研究所特別研究員（福祉住環境計画、地域計画）

3 小委員会の進め方

- ・平成21年度第2回審議会の承認を受け設置する。設置期間は、審議会の答申までとする。
- ・「福祉のまちづくり条例」改正に向けた基本的考え方及び「福祉のまちづくり基本方針」に関して検討・審議し、6回程度開催する。
- ・小委員会には、まちづくり政策審議会規則の定員条項は適用されないが、委員1名以上、特別委員2名以上の出席で開催することとする。